

宇都宮市立晃陽中学校地域協議会則

(設置目的)

第1条 この会則は、宇都宮市立晃陽中学校区において、学校、家庭、地域が連携協力して、地域に根ざした学校づくりを推進するための取組を行う「魅力ある学校づくり地域協議会」事業に関して、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 協議会の名称を、晃陽中学校地域協議会（以下「協議会」という。）とし、愛称を晃陽中サポート会とする。

(組織)

第3条 協議会は、地域代表、PTA代表、学校の代表者などが自主的に参加する任意の組織とする。

(役割)

第4条 協議会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 学校運営について学校長に意見を述べること。
- (2) 学校の教育活動の充実のため、家庭・地域が学校に支援・協力する内容について協議し、企画・運営すること。
 - ・ 学校の特色づくりへの支援・協力に関すること。
 - ・ 各教科等の学習や学校行事等への支援・協力に関すること。
 - ・ 学校の環境整備への支援・協力に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成や安全確保のために、学校と家庭・地域が一体となって取り組む内容について協議し、企画・運営すること。
- (4) 学校施設を活用した地域・家庭の教育力向上を図るための内容について協議し、企画・運営すること。
- (5) その他、第1条の目的に応じて、協議会の発案によること。

(委員)

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- ・ 地域代表
- ・ PTA代表
- ・ 学校代表
- ・ その他、協議会が必要と認めた者

- 2 委員は、協議会の会議で選任する。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員の人数は、30名程度とする。

(役員)

第6条 協議会に会長1名（学校職員以外）、副会長若干名（学校長を含む）、監事若干名を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。
- 5 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第7条 この会の運営をよりよくするために顧問をおくことができる。顧問は役員の推薦を経て、総会で承認を得ることとする。顧問は会長の求めに応じて意見を述べることができる。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、年間4回とするが、会長が必要と認めたときは臨時に召集できる。
- 3 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第9条 本協議会に、第4条の役割に応じた活動を行うための部会を置くことができる。

- 2 部会の設置には、協議会の承認を必要とする。
- 3 部会の代表者は、協議会の構成員とする。
- 4 部会は、協議会に活動報告書を提出しなければならない。

(守秘義務)

第10条 協議会の委員は、その役割を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事業経費)

第11条 協議会は、教育委員会からの交付金の他、参加者からの負担金又は、その他の経費を充てることができる。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、宇都宮市立晃陽中学校に置く。

- 2 事務局員は2名以上（学校職員1名以上、学校職員以外1名以上）とする。

(補 則)

第13条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成20年5月23日から施行する。
- 2 平成21年5月20日一部改正
- 3 平成30年5月25日一部改正